

介護老人保健施設おうみ料金表

【(介護予防)短期入所療養介護サービス/従来型多床室】

◆基本サービス費（介護保険1割負担の場合）					
◇1泊以上の場合 ※1日につき					
従来型多床室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本型	839円	889円	953円	1,005円	1,060円
◇日帰り短期入所の場合 ※1日につき					
特定介護老人保健施設 短期入所療養介護費	3～4時間 660円	4～6時間 921円	6～8時間 1,287円	※常時看護職員による観察を必要とする 難病等を有する重度者等	
◇介護予防短期入所の場合 ※1日につき					
従来型多床室	要支援1	要支援2			
基本型	619円	779円			
◆その他加算（介護保険制度・介護報酬に基づく）				※別途加算一覧参照	

【介護報酬に係る利用者1割負担の計算】（基本単位+加算単位）×地域加算(10.14)－介護給付(9割)＝利用者負担額
 ※サービス総単位数に地域加算を掛けるため、端数処理により請求金額が若干異なる場合があります。
 ※上記料金は1割負担の場合であり、**自己負担額は市町村より定められた負担割合に応じて変わります。**

◆介護保険以外の利用料	
食費(※1)	朝食：480円 昼食：740円 夕食：680円 /食
居住費(※1)	600円/日
日用品費(※2)	200円/日
教養娯楽費(※3)	100円/日
理美容代	(カット) 1,650円/回 より その他施術追加は別途
私物の洗濯代	(業者委託) ネット1袋分 (大) 850円 (小) 500円
	(施設洗濯) 1枚につき 50円～180円 (各種類ごとに設定)
電気使用料	電気製品(※4) 1点 30円/日 (充電器は10円/日)
室料代差額	1,200円/日 (個室をご利用いただいた場合に加算されます)
その他の項目	文書料・行事費・健康管理費(予防接種等)・感染予防対策費・その他実費(※5)等

※1 「食費」及び「居住費」においては、国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階まで）のご利用者様の場合、自己負担額が段階に応じて軽減されます。

従来型多床室	特定入所者負担限度額 ※日額		
	第1段階	第2段階	第3段階
食費	300円	390円	650円
居住費	0円	370円	370円

※2 日用品費：トイレットペーパー・石けん・シャンプー・フェイスタオル・バスタオル・ペーパータオル等の費用で、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

※3 教養娯楽費：レクリエーション活動等の費用で、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

※4 電気製品：暖房機器は安全面を考慮しお持ち込みいただけません。

※5 その他実費：日用品や嗜好品等、個別にご希望されて購入したもの(手数料含む)や、死後の処置代等を含みます。

◎ サービス利用に関するご相談や見学のご希望等、随時対応致します。
 事前に支援相談員までご連絡下さい。

◎ 個人情報については、利用目的以外に使用致しません。

◆ その他加算料金（個別に算定する加算の1割負担の場合）

加算項目(介護・予防)	加算料金	単位	加算要件
送迎加算(片道)	187円	回	利用者の状態、家族の事情等で居宅と施設間の送迎が必要な場合
個別リハビリテーション加算	244円	日	理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリを行った場合
療養食加算	9円	回	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合(1日3回を限度)
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	35円	日	在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上/地域貢献活動の実績
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	47円	日	在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上/地域貢献活動の実績
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円	日	認知症専門研修修了者を配置している場合
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4円	日	認知症専門研修修了者を上記基準に加え1名配置している場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	203円	日	医師が在宅生活が困難で緊急入所が必要と判断した場合(利用開始から7日を限度)
若年性認知症入所者受入加算	122円	日	若年性認知症利用者に個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合
若年性認知症利用者受入加算(日帰り)	61円	日	若年性認知症利用者に個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合
総合医学管理加算	279円	日	計画的でない治療管理等を行い、その内容を記録、かつかかりつけ医に対して情報提供等を行った場合(利用中7日を限度)
重度療養管理加算	122円	日	要介護4または5で、厚生労働大臣が定める状態の利用者に対し計画的な医学管理を継続して行い、かつ療養上必要な処置を行った場合
緊急短期入所受入加算	92円	日	指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、在宅生活が困難で緊急に短期入所療養介護を受けることが必要と認めた場合(利用開始から7日を限度)
緊急時治療管理費	526円	日	該当者(月に1回3日を限度)
特定治療(救命救急医療必要時)			該当者(医科診療報酬点数表に基づく点数)
夜勤職員配置加算	25円	日	夜間における手厚い職員配置(20:1)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	23円	日	前年度実績で介護職員総数のうち介護福祉士80%以上または勤続10年以上35%
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		月	利用者に対し介護保健施設サービスを行った場合 (介護報酬総単位数に3.9%を乗じた単位数)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		月	利用者に対し介護保健施設サービスを行った場合 (介護報酬総単位数に2.1%を乗じた単位数)

【介護報酬に係る利用者1割負担の計算】(基本単位+加算単位)×地域加算(10.14)－介護給付(9割)=利用者負担額

※サービス総単位数に地域加算を掛けるため、端数処理により請求金額が若干異なる場合があります。

※上記料金は1割負担の場合であり、自己負担額は市町村より定められた負担割合に応じて変わります。